

三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について調査審議するため、市長の附属機関として、三条市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

第2章 廃棄物減量等推進審議会

第3条 条例第7条に規定する三条市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体の代表
 - (2) 商工業団体の代表
 - (3) 農業団体の代表
 - (4) 一般廃棄物処理業者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
 - 8 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。